

30 国運第 5 号
平成 31 年 1 月 31 日

宗像市長 伊豆美沙子 様

宗像市国民健康保険運営協議会
会長 吉田 洋之



平成 31 年度における宗像市国民健康保険事業の運営について（答申）

平成 31 年 1 月 25 日付け 30 宗国第 1292 号で、貴職から諮問された「平成 31 年度における宗像市国民健康保険事業の運営について」の内容を慎重に審議した結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 平成 31 年度国民健康保険税の税率について

- (1) 基礎課税額に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額については、基礎課税額に係る収支見込額を勘案した結果、妥当であると認められるため、諮問どおり所得割額を 7.4%、被保険者均等割額を 24,900 円、世帯別平等割額を 24,900 円とすることが適当である
- (2) 後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額については、後期高齢者支援金等に係る収支見込額を勘案した結果、妥当であると認められるため、諮問どおり所得割額を 2.4%、被保険者均等割額を 8,200 円、世帯別平等割額を 8,200 円とすることが適当である
- (3) 介護納付金課税額に係る所得割額及び被保険者均等割額については、介護納付金に係る収支見込額を勘案した結果、妥当であると認められるため、諮問どおり所得割額を 2.4%、被保険者均等割額を 13,900 円とすることが適当である

以上